

全労金2021春季生活闘争ニュース・第37号

【全労金2021春季生活闘争統一スローガン】
今こそ全国の仲間と思いをひとつに！心は密に団結を！

《合意速報No. 20》

セントラル労組が事業体との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

セントラル労組は、3月19日9時30分から、事業体と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		セントラル労組 要 求				セントラル労組 回 答			
		正職員	準職員	サポート職員A	サポート職員B	正職員	準職員	サポート職員A	サポート職員B
年間一時金		4.5	4.5	4.3	4.2	4.5	4.5	4.0 なお、準職員登用時までの昇格運用の改善等について次年度の募集時までに整理する	
昨年実績		4.5	4.5	4.0		4.5	4.5	4.0	
職場環境の整備	その他	【申し入れ】 若年層職員に対する住宅手当の整備に向けた協議の実施				次年度以降、労使で継続協議を行う			
男女平等	次世代・女活法	育児に関する両立支援制度への理解促進と協働体制の構築に向けた取り組み				今後労使で継続協議をしながら、課題検証と具体的な対応の検討を行っていく			
新型コロナ等対策		新型コロナウイルス感染症対策の長期化によるメンタルヘルス不調への防止対策				既に実施しているストレスチェックの有効活用を含め、今後労使で継続協議しながら検討を行う			

団体交渉において、労金協会からは「2月24日の要求提出以降、組合の要求主旨を経営として真摯に受け止めて検討のうえ、交渉を重ねてきた。組合から強く要求のあった嘱託等職員の一時金の支給月数については、現行通りとしたい。ただし、奮闘している嘱託等職員への処遇、人事制度のあり方については事業体も問題意識を持っていることから、引き続き労使で協議を続けていきたい。嘱託等職員の見識・知識等の経験の業務への反映と、それをどのように評価していくのかを整理することで、組合が主張するモチベーションを高めることに繋がると認識している。嘱託等職員の能力発揮と業務遂行について、どのように評価するのかを深く議論したいという思いである。育児支援をしながら働き続けることができる環境整備、およびメンタルヘルスに関する対応については、組合の要求主旨を理解し、現行の仕組みのなかで対応できる部分を含めて今後労使で協議しながら、具体的な対応の検討を行っていきたい。申し入れのあった住宅に関する手当の整備については、これまでの人事賃金制度の見直しの経過を踏まえ、連合会における今後の社宅の売却に係る対応等を含めて、労使で協議していきたい」等の見解が表明されました。

蒲原闘争委員長は、「今回の2021春季生活闘争については、昨年引き続きコロナ禍における異例な環境下での交渉となり、全労金統一闘争のもとで同じ思いを持って交渉を展開してきたが、新型コロナウイルス感染症による産業や労金事業への影響、そして、労働金庫の会員である労働組合の春闘交渉の状況などの外部環境も踏まえ、難しい協議になったと感じている。2月24日の要求書提出にあたって、私から春闘交渉では組

合が要求として掲げた労働条件や職場環境の改善についての協議がメインとはなるが、その営みの中で、この1年間の事業運営や職員一人ひとりの頑張りなどについて認識を共有するとともに、今後に向けた期待も含めた経営陣としてのメッセージを組合員に伝え、労使の信頼関係を深めて、前向きな気持ちで次年度を迎えるための機会にしたいということを申し上げた。結果として、セントラル労組のみが統一回答期限日を超えて交渉を継続することとなったが、2021年度の労働条件や職員一人ひとりの頑張りに対する評価などについて、労使双方が共通認識を持って、2021年度を前向きに進んでいくために、交渉を積み重ねた結果だと捉えている。私たちの掲げた要求項目については、すべてが組合員の総意のもとで、強い想い、そして、こだわりを持って確立したものであり、一部の項目について満額の回答とならなかったことについては率直に残念な思いである。しかし、要求項目全体について、正職員の一時金の昨年水準の確保も含めて、次年度の職員一人ひとりへの期待も込めて示された回答内容であることを労働組合として受け止め、組合員とも共有したい。

4月から新年度がスタートするが、2021年度はろうきんビジョンの実現に向けた集大成となる第Ⅲ期中期経営計画がスタートする年である。労金業態の中央機関として専門性の発揮や金庫への指導・業務支援といった役割を更に発揮していくことが期待されるが、そのためにも、これまで取り組んできた「中央機関における労働金庫にふさわしい組織風土」の確立に向けて、労使双方のトップが本気になって取り組んでいくという姿勢やメッセージを発信し続け、各職場において職員一人ひとりが“困ったときはお互いさま”“助け合い・支え合い”の心を持ち、行動していくことも重要であると考えている。今回要求で掲げた育児に関する制度利用の促進やメンタルヘルス不調の防止など、ぜひ労使で議論を積み重ね、中央機関の全団体において、具体的な取り組みを実行していきたい」等を表明しました。

単組は、①正職員・準職員の一時金要求については、要求通りの回答が示されたこと。②嘱託等職員の一時金支給の引き上げに応じなかったが、組合の要求主旨である嘱託等職員が正職員同様の業務遂行を行っていること、及び、その奮闘への正当な評価としての処遇改善を求めていることについて認識を一致させたうえで、嘱託等職員間の登用制度について、次回募集時には業務遂行状況・役割発揮等を評価して積極的に上位職に登用していく方向で運用改善を行うとする回答が示されたこと、③育児をしながら働き続けることができる環境整備の重要性、新型コロナウイルス感染症による影響も含めてメンタルヘルス不調の防止対策の重要性について、要求通りの回答が示されたこと、④申入事項についても、単身独立生計を行う若年層職員の住居費負担が大きい現状や労組の課題認識について理解を示し、継続協議を行うこととする回答が示されたこと、等から基本合意を表明しました。

*合意単組（14単組／3月19日12時現在）

近畿(金庫)・沖縄・長野・東北(金庫)・東北(関連)・北海道・北陸・東海(金庫)
東海(関連)・四国(金庫)・新潟・近畿(関連)・四国(関連)・中国(金庫)
中国(関連)・九州(金庫)・九州(関連)・静岡・中央・セントラル

以上